

新潟県条例第89号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県児童福祉施設条例の一部改正)

第1条 新潟県児童福祉施設条例(昭和39年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|-----|--|-----|
| (使用料) 第3条 (略) 2 (略) 3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。 | | (使用料) 第3条 (略) 2 (略) 3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。 | |
| 使用料を納めなければならない者 | 使用料 | 使用料を納めなければならない者 | 使用料 |
| センターにおいて <u>法第6条の2の2第1項</u> に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。)を受けた者 | (略) | センターにおいて <u>法第6条の2第1項</u> に規定する障害児通所支援(以下「障害児通所支援」という。)を受けた者 | (略) |
| (略) | | (略) | |
| 4～6 (略) | | 4～6 (略) | |

(新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第2条 新潟県看護職員修学資金貸与条例(昭和39年新潟県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|---|--|
| (返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(4) (略) (5) 児童福祉法 <u>第6条の2の2第3項</u> に規定する <u>指定発達支援医療機関</u> (6)～(9) (略) | | (返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(4) (略) (5) 児童福祉法第6条の2第3項に規定する <u>指定医療機関</u> (6)～(9) (略) | |

(新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| (従業者の員数) 第52条 (略) 2～4 (略) 5 指定療養介護事業者が、 <u>指定発達支援医療機関</u> (児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する <u>指定発達支援医療機関</u> をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、 <u>指定発達支援医療機関</u> として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していること | | (従業者の員数) 第52条 (略) 2～4 (略) 5 指定療養介護事業者が、 <u>指定医療機関</u> (児童福祉法第6条の2第3項に規定する <u>指定医療機関</u> をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、 <u>指定医療機関</u> として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第3項ま | |

をもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

で規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) 第3条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2の2第3項</u> に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 | (指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準) 第3条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項の規定により指定の更新について準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、 <u>法第6条の2第3項</u> に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。 |

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。